

①自営業者・農業者等の育児保険料は、これらの者の所得捕捉が困難であるため、国民年金第1号被保険者の保険料と同じく、定額保険料にせざるを得ない。そうすると、逆進的になり、低所得者の負担が相対的に重くなる。

②国民年金の保険料は今後引き上げられていき、現在の月1万3300円から、将来は1万6900円（×賃金上昇率）になる。このため、年金保険料に加えて、育児保険料を負担することが可能かという問題がある。これは、育児保険料の額がどうなるかにもよるが、育児保険料の額は育児給付の額、支給要件児童等をどうするにかよって異なってくる。

なお、被用者年金（厚生年金・各共済年金）で行う一すなわち、被用者だけの連帯として育児給付を行う一という選択肢がないわけではない。すなわち、被用者年金の2階の年金や障害手当金のように、被用者年金の独自給付として育児給付を行うわけである。むしろ、この方が柔軟に制度設計することができる。しかし、やはり、育児給付は、すべての国民に対して行わなければ、国民の支持が得られないであろう。

（2）小括

年金制度の枠内で育児の経済的支援を行うとした場合、国民年金から育児者すべてに育児給付を支給するのが望ましい。

3 保険給付面での育児支援

（1）保険給付面での育児支援

年金保険の保険給付（育児給付）として育児支援を行う案としては、次のようなものが考えられる。

- ①育児をした者の年金額を引き上げる。
- ②年金給付とから独立した育児給付を行う。
- ③年金受給者の子の加算額を引き上げる。

③の子の加算額を引き上げる方法は、年金受給者の子しか対象とならないので、育児支援策としては全く不十分である。また、子の加算は、老齢年金・障害年金・遺族年金という年金の種類によって、1階の基礎年金に付けられるか、2階の厚生年金に付けられるかが異なっているので、国民年金の給付として行う場合には問題が生ずる。

したがって、①か②の案ということになるが、この両者は独立した給付にするか否かという違いがあるだけで、基本的には変わりはない。以下では、年金額を引き上げる案について検討する⁸。この案を探る場合は、次のようなことを検討しておく必要がある。

⁸ フランスでは、次のように、育児をした者の年金額を引き上げる措置が講じられている（女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会（2002）128頁）。①女性の被保険者が、子どもが16歳になるまでの間に少なくとも9年間養育した場合、年金額の算定に当たって、子ども1人につき2年が加入期間に加算される。②更に、男女とも、少なくとも3人の子どもを養育した被保険者は、年金額の10%が加算される。③保険料納付期間30年以上で、3人以上の子どもを養育した母親である労働者は、最高の年金水準（50%）が保障される。

a. 育児を行ったすべての者を対象とするか、第2子又は第3子以降の子どもを養育した者に限るか。

b. 夫婦いずれの年金額を引き上げるか。

c. 年金額をどの程度、どのように引き上げるか。

(2) 育児をした者の年金額を引き上げるべき理由・根拠

前記 a. b. c. について検討する前に、育児をした者の年金額を引き上げる理由・根拠について検討しておく必要がある。理由・根拠としては、一応次のようなものが考えられる。

①育児をした者の年金額が低い。

②育児をした者の老後の経済的ニーズが高い。

③育児をした者を慰労・報奨する必要がある。

以下、この順に、これらの理由・根拠の妥当性等について検討する。

育児をした者の年金額は低いか 育児をした年金受給者の年金額が低いとすれば、その年金額を引き上げる根拠はあるといえる。しかし、育児をしながら就労している者も少なからずいるため、すべての育児者の年金が低くなるとはいえない。ただし、次の者については、2階の厚生年金の額が低くなることはあり得る。また、これらの者の企業年金や貯蓄の額が低くなるということもあり得る。

①育児休業を取得したため、その間賃金が受けられず、厚生年金保険料を納めなかった者

②出産・育児のため退職し、育児のため再就職できなかつたり、再就職が遅れたりした者

③再就職したとしても、育児のためパート労働等の非正規労働に就いて、厚生年金が適用されなかつたり、適用されたとしても賃金が低かつたりした者

ドイツでも、次のような措置が講じられている（松本（2004）174頁以下）。①3歳未満の子どもを養育している期間（児童養育期間）は、保険料を納付することなしに、全被保険者の平均賃金に対応する保険料を納付したとみなされて、年金額が計算される。この措置は、育児者の経済的負担を軽減しようとするものではなく、育児のため年金額が低くなることを防ぐことを目的としている。この養育期間は、養育者が就労していないなくても認められ、就労している者はその分加算される。連邦政府は、児童養育期間分の保険料を負担する。②10歳未満の子どもを養育している期間（考慮期間）は、年金額が高められる。

なお、小柳（2004）は、ドイツのキリスト教社会同盟（CSU）による次のような提案を紹介しており、大変興味深い。①子どものいる家庭の年金保険料の負担軽減を目的として、12歳未満の子どもについて、子ども1人当たり6500円の「育児ボーナス」を年金保険から支給する。②老齢年金受給時に子ども1人当たり1万7000円の「子育て年金」を支給する。しかし、キリスト教民主同盟（CDU）は、税による育児支援を主張している。

ノルウェーでは、児童手当受給者に年金制度上のポイントが自動的に加算される。ただし、年金額に上限があるため、所得が高い者の年金額は高くはならない。就労せず育児をしている者には、保育ポイントが加算される（厚生労働省（2004）78頁）。

スウェーデンでも、育児期間中の賃金について一定の配慮がなされ、年金額を引き上げる措置が講じられている（女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会（2002）128頁）。

①の育児休業者については、2004年の年金制度改革前においても、子どもが1歳になるまでの間の育児休業中の厚生年金保険料（本人負担分及び事業主負担）が免除され、厚生年金額の計算上は厚生年金保険料を納めたものとみなさられていた。このため、厚生年金額は、その分引き上げられる。2004年年金改正は、この1歳という年齢を3歳に引き上げることとした（2005年4月実施）。

上記の②③のため2階の厚生年金額が低くなつたとすれば、その分を引き上げる理由はある。実際にも、2004年年金改正により、3歳未満の子どもを養育している厚生年金の被保険者の賃金額が、その子どもの養育前の賃金よりも低下した場合は、低下する前の賃金額で厚生年金額を計算することとされた（2005年4月実施）。この措置によって年金額はその分引き上げられるため、大きな前進であると評価することができる。

ただし、この措置を受けられるのは、この措置を受けるときに厚生年金の被保険者であることが必要であるだけでなく、子どもの養育を開始した時（養育開始時前の1年以内の時をも含む。以下同じ）も厚生年金の被保険者であったことが必要である。したがって、？子どもの養育を開始した時に厚生年金の被保険者でなかった者、？養育開始時は厚生年金の被保険者であったものの、再就職しなかつた者又は再就職しても厚生年金が適用されなかつた者（以下、「出産・育児を理由とする厚生年金脱退者」という）は、この措置の適用を受けない。ただし、賃金額の低下による厚生年金額の低下を防止することを目的とする以上、a.b.の要件は必要である。

このa.b.の人数は極めて多いと考えられる。厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」によると、初めて子どもを出産した母親の場合、出産1年前に仕事をもつていた者（有職者）のうち67%が、出産半年後は無職となっている（2001年度調査）。また、常勤であった者が、退職して出産1年半後に有職となった場合でも、約6割はパート、アルバイトとなっている（2002年度調査）。

以上検討してきたように、育児のため厚生年金額が低くなつた者の厚生年金額を引き上げることには理由があるが、現行の措置では必ずしも十分とはいえない。この状態を改善する新たな施策については、次の(3)で検討する。

2階の厚生年金については、育児をした者の厚生年金額が低くなることがあるため、厚生年金額を引き上げる根拠はあるといえる。しかし、1階の基礎年金については、原則としてすべての者にフル пенションが支給される仕組みになっているので、育児者といえども年金額が低くなることは余り考えられない。したがって、育児者について基礎年金額を引き上げる理由は余りないと考えられる。基礎年金額を引き上げる案の問題点は、次の？で検討する。

育児をした者の老後の経済的ニーズは高いか　育児をした者の老後の経済的ニーズが高ければ、その者の年金額を引き上げる根拠はあるといえる。しかし、非育児者と比べて、育児者の老後の経済的ニーズが高いとは必ずしもいえない。1階の基礎年金は、老後の基礎的な生活を保障するものであるが、育児をしたからといって、基礎的な生活保障のニーズ

が高まるわけではないからである。

2階の厚生年金は、従前の所得水準をある程度保障することを目的とした（すなわち、退職後の生活水準が従前の生活水準から余り落ち込まないようにすることを目的とした）年金であると考えられるが、育児者と非育児者とで従前所得の保障ニーズに差があるとは必ずしもいえないようと思われる。ただし、育児のため—特に教育費の支出のため—、公的年金を補完する個人年金、貯蓄等が、非育児者と比較して少ないということはあり得る。しかし、そのことを理由に、公的年金を引き上げることが認められるかは疑問である。

育児をした者に対する慰労・報奨 これは、年金費用を負担することになる次世代を生み育てたことを理由に、育児者を慰労・報奨するものとして年金額を引き上げるという案である。国民の合意さえ得られれば、このような制度も考えられないことはない。しかし、老後の生活保障を目的とする年金について、その目的とは関係のない慰労・報奨を理由に年金額を引き上げることについて、国民の合意が得られるか疑問がある。また、老後の年金額を引き上げることが、人々の出産・育児への意欲を高めるかについても疑問がある。年金制度による育児支援としては、老後になってから育児者に対して慰労・報奨するよりは、現に育児中の者に対して支援する方が、効果が上がるであろう。

(3) 育児者の年金額引上げ案

厚生年金額の引上げ案 上記の?で検討したように、「出産・育児を理由とする厚生年金脱退者」(養育開始時は厚生年金の被保険者であったものの、再就職しなかった者又は再就職しても厚生年金が適用されなかった者)については、厚生年金額を引き上げる理由がある。したがって、これらの者については、一定の育児期間だけ厚生年金保険料を納めたものとみなして、厚生年金額を引き上げる案が考えられる。しかし、この案には次のような問題がある。

①厚生年金の被保険者でない者について、厚生年金の保険料を納めたものとみなすことは妥当か。

ただし、我が国の健康保険の出産手当金や出産育児一時金は、退職後6か月以内に出産すれば、被保険者でなくなった後でも支給される。また、注8で述べたように、ドイツでは、被保険者でない育児者も保険料を納付したとみなされて、その期間分の年金が支給されている（ただし、我が国には第3号被保険者制度があるなど、ドイツとは事情を異にすることに注意する必要がある）。

②就労を継続した育児者と均衡がとれるか。すなわち、出産・育児と就労を両立させた者は保険料を納めるのに、出産・育児を理由とする厚生年金脱退者は保険料を納めない。

ただし、現行制度でも、育児・出産をした者であって、育児休業を取得したものと、育児休業を取得しなかったものとの間で、同じ問題が生じており、この案の制度化が必ずしも不可能というわけでもないであろう。

③出産前の短期間だけ厚生年金に加入し、出産後退職してこの措置を受けるというモラル・リスクが発生する可能性がある。

ただし、出産前の厚生年金加入期間について一定の要件を設ければ、このモラル・リスクを排除できるであろう。

「出産・育児を理由とする厚生年金脱退者」について厚生年金額を引き上げる具体策としては、次のようなものが考えられる。

- a. 年金額引上げの対象者は、厚生年金から脱退する前に1年以上の加入期間がある被保険者であって、出産・育児のため厚生年金から脱退し、脱退後6か月以内に出産したもの（したがって、対象者は女性である）
- b. 年金額引上げの対象期間は、出産後の一定の期間（例えば1年間）
- c. 年金額引上げの計算の対象となる賃金は、厚生年金脱退時の賃金
- d. 年金額引上げの対象となる子は、（ア）すべての子とすることが望ましいが、（イ）第1子のみ、（ウ）第2子以降の子とすることも可能である。

なお、出産・育児後も就労を継続して、厚生年金を脱退しなかった者（育児休業者を除く）は、これら以上の措置を受ける者と比較して不利になるので、その保険料を減免するかどうか問題となる。この問題は、本節4?で検討する。

基礎年金額の引上げ案 厚生年金額の引上げ案は、すべての育児者を対象としないため、すべての育児者に対して年金額を引き上げるには、基礎年金を引き上げるしかない。しかし、基礎年金額引上げ案には、次のような問題がある。

- ①基礎年金はいわゆるフルペンションの仕組みを探っており、配偶者・子の加算は別として、原則として満額年金（2004年度月6万6300円）以上の年金は支給されない。したがって、育児者に対してのみ満額年金以上の額の基礎年金を支給することには問題がある。

ただし、現行制度には、1級の障害基礎年金額は満額年金の1.25倍という例外がある。したがって、育児加算という形で制度化できないわけではないであろう。しかし、育児加算をするには、育児者の老後基礎的生活保障のニーズが非育児者と比べて高いことなど相当の理由が必要であるが、このような理由はない。

- ②上の①の問題を解決するため、満額年金を受けられない育児者のみ基礎年金額を引き上げるという案も考えられる。しかし、現行制度では保険料免除者を除くすべての国民が満額の基礎年金を受けられる仕組みになっており、満額年金を受けられない者は、制度未加入者・保険料未納者に限られる。これらの者の基礎年金額を引き上げるのは、極めて問題である。

保険料免除を受けた育児者の基礎年金額を引き上げるという案もないわけではない。しかし、保険料免除制度は第1号被保険者しか対象としておらず、被用者と比べて不公平となる。

- ③被用者の被扶養配偶者が満額の基礎年金を受けることができるのは、第3号被保険者制度があるからである。この第3号被保険者制度を廃止すべきであるとする意見があるが、廃止するとすれば、育児期間中の保険料を免除し、この免除期間についても基礎年金を

支給するという案が考えられないわけではない。そして、第1号被保険者も育児期間中は保険料を免除し、この免除期間についても基礎年金を支給することとするわけである。

しかし、第3号被保険者制度は、育児負担だけを理由に設けられているわけではない。女性が家事・育児・介護等を行うという社会慣行、それを前提とした女性に不利な雇用慣行によって、女性の年金が不十分になるのを防ぐために、第3号被保険者制度は設けられた。このような社会慣行・雇用慣行が続いている限りは、第3号被保険者制度は存在意義があるといえる（堀（2005）第5章）。

（4）小括

育児のため2階の厚生年金が低くなった者については、その分厚生年金額を引き上げることには意義がある。育児休業者・就労継続者の年金額を引き上げるという現行の措置だけでは、「出産・育児を理由とする厚生年金脱退者」（出産・育児のため退職した者であつて、再就職しなかつた者、再就職してもパートなどで厚生年金が適用されなかつた者）の厚生年金額は低くなるという問題は解決できない。このため、これらの者について、一定の育児期間のみ厚生年金保険料を納めたもとみなす案が考えられる。

なお、過去に育児をした者について基礎年金を引き上げる理由は余りない。いずれにしても、過去に育児をした者の年金額を引き上げることが、出産・育児への意欲を高めるかは疑問がある。

4 保険料負担面での育児支援

（1）保険料負担面での育児支援

子どもを育てるには相当の費用がかかる。本調査（本研究で行った「育児に対する金銭的支援に関する意識調査」）では、高校生以下の子どもをもつ者に、養育費として平均して毎月いくらくらいの金銭を支出しているかを聞いた。その結果は、3万円～4万円未満を支出した者が14.9%と最も多く、次いで2万円～3万円未満13.6%、4万円～5万円未満12.5%の順となっている。月2万円以上支出した者の割合は、全体の73.3%、月3万円以上では58.4%になっている（第3章の図表31）⁹。

以上のように、育児者は、非育児者と比べて、育児費用を負担している分、保険料の負担能力は低い。したがって、育児者の年金保険料の負担を減免する理由はあるといえる¹⁰。ただし、年金保険料を減免したため年金額が低くなるのでは意味はないので、低くならないような措置を講ずる必要がある。

⁹ 厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」によると、子どもにかかる養育費の平均は、子どもが6か月の時の調査（第1回調査）では月4.1万円、1歳6か月の時の調査（第2回調査）では2.8万円となっている。ただし、いずれも月1万円、2万円と答えた者が多い。

¹⁰ ドイツの連邦憲法裁判所は、2001年4月の判決（1BvR 1629/94）で、子どもを養育する介護保険の被保険者が、将来の保険料拠出者である子どもの養育と現在の保険料負担という二重の貢献を行っていることを理由として、保険料負担の面でも子どもの養育への配慮を検討することを求めた（松本（2004）182頁）。これは、介護保険だけでなく、年金保険の保険料についても同じことがいえる。

なお、育児者に対する保険料減免が、育児者に対し経済的支援をすることが目的であるのなら、育児手当を支給することによっても、その目的を達成することができる。これは税制の児童扶養控除と児童手当との関係と同じである。

2004年の年金改正前においては、育児休業者に対する1年を限度とする厚生年金保険料の免除措置があった。2004年改正はこの1年を3年に延長した。しかし、この措置の目的は、保険料を免除することにあるというよりも、育児休業期間中に係る年金額を引き上げることである。なぜならば、育児休業期間中は、雇用保険から育児休業給付が支給されるものの、厚生年金保険料が課せられる賃金が原則としてないからである。

2004年の年金改正は、育児休業終了時に賃金が低下した場合、改正前は従来の賃金額に基づく額の保険料を一定の期間納めることとされていたが、改正後は低下した賃金額に基づく額の保険料に直ちに改定することとした（2005年4月実施）。その間の年金額は低下する前の賃金によって計算されるが、この措置の目的は保険料の軽減である。

この措置は、育児に対する経済的支援策として高く評価することができる。しかし、育児休業を取得した厚生年金の被保険者にしか適用されないという問題がある。現在、育児休業を取得する前に退職する者が極めて多く、育児休業取得者は極めて少ない。2000年度において、育児休業に係る厚生年金保険料免除者は5万6625人であったが（社会保険庁『事業年報』）、その年の出生児数に対する割合は4.76%にすぎなかった。

したがって、次の者の保険料を減免することが考えられる¹¹。

- a. 育児休業を取得しなかった厚生年金の被保険者
- b. 出産・育児のため退職した厚生年金の被保険者
- c. 第1号被保険者

ただし、b.については、保険料を納めたものとみなして年金額を引き上げる案を既に検討した（本節3（3））。そこで、以下では、a.とb.について年金保険料を減免する案について検討する。

（2）新たな年金保険料減免案

新たな年金保険料減免案としては、次のいずれかが考えられる。

- ①育児休業を取得しなかった第2号被保険者（就労継続者）である育児者の年金保険料を減免する。
- ②国民年金の第1号被保険者・第2号被保険者両方について、育児者の年金保険料を減免する。

第3号被保険者は年金保険料を納めていないので、現行制度を維持する限り、減免の対象とはならない。以下では、まず①案について検討し、その後で②案について検討する。就労継続の第2号被保険者である育児者の保険料減免 この案は、育児休業を取得せず、就労を継続した厚生年金被保険者についても、育児期間中の保険料を減免する案である。しかし、この案は、就労による賃金を得ている者一すなわち、保険料負担能力のある者一

¹¹ 堀（1997）75頁は、年金保険料に児童扶養控除を導入する案を検討している。

の保険料を減免するものであり、一般には妥当とはいひ難い。育児のため労働時間が減少した等のため賃金が低下したとしても、厚生年金の保険料は賃金に比例する定率の負担であり、賃金が低くなればそれに応じて保険料も低くなるので、保険料を減免する理由はない。育児のため賃金が低下した就労継続者に対する年金額低下を防ぐ措置は、既に述べたように2004年の年金改正により講じられた。

ただし、厚生保険料の賦課対象となる賃金（標準報酬）額には下限があるため、育児のため賃金が下限額以下になった者の保険料を軽減する措置は考え得る。すなわち、現在保険料賦課の対象となる賃金の下限額は月9万8000円であり、9万8000円未満の賃金を得ている者にも、9万8000円×保険料率（労使計で13.934%）の保険料が課されている。したがって、例えば月9万円の賃金を得ている育児者の保険料を9万円×保険料率にし、年金額の計算上は9万8000円の賃金を得ていたとみなすわけである。しかし、この措置の対象者はそう多くはないであろう。

第2号被保険者の保険料を減免とした場合、事業主負担分の保険料も減免の対象とするかという問題がある。育児休業の場合の保険料免除は事業主負担分についても行われているが、これは就労していない育児休業者について事業主に保険料を課すと、育児休業自体を事業主が忌避するようになるのを防ぐためである。しかし、就労している育児者の保険料減免は事業主にはかかわりがないので、事業主の保険料を減免する理由はない。

第1号・第2号被保険者である育児者の保険料減免 第2号被保険者である育児者だけ保険料を減免する上記の措置では、第1号被保険者である育児者の保険料を減免することにはならない。第1号被保険者の保険料を減免することになると、第2号被保険者もそれにならう必要が出て来て、上記の第2号被保険者だけの保険料減免とは制度的に異なる形にする必要があるかもしれない。

第1号被保険者の保険料は、法定免除のほか、申請による全額免除・半額免除・4分の1免除の制度があるため、育児者である第1号被保険者についてこの免除制度を適用することが考えられる。これは、年金保険料に児童扶養控除を導入するのと同じである。しかし、この案にも以下のようないくつかの問題がある。

- ①第1号被保険者である育児者にも保険料負担能力がある者がいるが、これら負担能力のある育児者の保険料を減免することには、第2号被保険者である育児者の保険料減免と同様の問題がある。第1号被保険者の保険料は、応能負担ではなく定額の応益負担であるが、そうではあっても、負担能力のある者の保険料を減免するのは問題である。ただし、それでもよいという政策選択がないわけではない。また、出産・育児のため所得が低下した者のみ、保険料を減免することも考えられる。
- ②第1号被保険者である育児者の保険料を減免し、かつ、その者の保険料が納付されたとみなして基礎年金額を計算すると、その分費用が増えるため、保険料を高くする必要がある。しかし、第1号被保険者の定額保険料を引き上げるのは、非常に困難である。このため、この保険料減免分を国庫負担することが考えられる。第1号被保険者の保険料

減免分を国庫負担することにすると、第2号被保険者もそうしなければならなくなる。例えば、国民年金の保険料月額1万3300円を、育児者については第1号被保険者・第2号被保険者ともに国庫負担し、その分育児者の保険料を減免するわけである。しかし、国の財政が窮迫しているとともに、基礎年金国庫負担率を今後3分の1から2分の1に引き上げる必要があることを考えると、この案の実現もなかなか困難である。ただし、1万3300円ではなく、より少ない額を減額することは考えられる。

(3) 小括

育児者は相当の養育費を負担しているため、育児者の年金保険料を減免し、年金額の計算に当たっては保険料を納付したとみなすことは意義がある。すべての育児者に公平に年金保険料を減免する措置を講ずるとすれば、第1号被保険者・第2号被保険者の保険料について一定額を減免する（児童扶養控除を導入する）案が考えられる。保険料減免の最高額は、第1号被保険者の保険料月額（現在月1万3300円）とするが、その額以下にすることも考えられる。この措置は、育児休業者及び第3号被保険者には適用しない。

5 福祉施設事業による育児支援

(1) 福祉施設事業による育児支援

「福祉施設」は、国民年金法では次のように規定されている。「政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる」。ここでいう「施設」は古い言い方で、現在の「施策」という語に相当する。すなわち、ハード面にとどまらず、ソフト面でも、被保険者・年金受給者の福祉の向上を図る施策を指す。例えば、国民年金においては、国民年金会館（こまばエミナース等）、国民年金総合・健康センター等の設置運営だけでなく、住宅資金・教育資金の融資、年金担保融資等も福祉施設事業として行われている。

育児支援もこの福祉施設事業として行うことが考えられないわけではない。例えば、現在厚生年金が老人ホームを設置運営しているように、保育所の設置運営を行ったり、他の者が設置した保育所の費用を福祉施設費として負担したりすることである。育児の経済的支援策としては、育児手当を支給したり、年金積立金による奨学金貸与の利子補給を行ったりすることが考えられる。

しかし、現在福祉施設事業に対する批判が高まっており、福祉施設事業は廃止される方向にある。その理由は、①保険料負担が今後高まっていくため、できる限り保険料は年金給付に回す必要があること、②福祉施設が過去において効率的に運営されてこなかったこと、などが挙げられている。したがって、新しい福祉施設事業を創設することは極めて困難な状況にある。

ただし、被保険者の合意さえ得られれば、年金保険料とは別の「福祉施設保険料」を設けて、育児支援を行うことが考えられないわけではない。この仕組みは、第3節「年金制度の保険料徴収機構を利用して行う育児支援」で述べる育児支援と同じであるので、それを参照されたい。

(2) 小括

福祉施設事業として育児支援を行うことは、現在では極めて困難である。しかし、次に述べる年金積立金を利用した奨学金貸与制度が設けられれば、「福祉施設（教育費）保険料」を徴収して、その利子補給に充てることが考えられないわけではない。

6 年金積立金を利用した育児支援

(1) 年金積立金を利用した育児支援

年金積立金は、2002年度末において、厚生年金が137.7兆円、国民年金が9.5兆円ある。現在、積立金は特殊法人である年金資金運用基金が運用し、運用収入は年金の財源に充てられている。2006年4月から、積立金の運用は年金積立金管理運用独立行政法人が行うことになっている。

かつては、年金積立金は大蔵省資金運用部に預託され、財政投融資の原資とされた。その一部は年金福祉事業団（現年金資金運用基金）による還元融資の原資となり、被保険者住宅融資、年金担保融資等、被保険者・年金受給者の福祉向上のために利用されていた。しかし、住宅融資事業は、2005年度までに廃止されることになっている。年金担保融資事業は、独立行政法人福祉医療機構に引き継がれている。今後、年金積立金は、市場運用されることが基本となる。したがって、今後は、政策融資を行うことは極めて困難であり、育児支援のための融資制度の新設も同様である。

しかし、育児支援が我が国の最大の政策課題となり、しかもそのための資金が不足するような場合は、年金積立金を育児費用の融資のために利用することが認められるようになることがないわけではないであろう¹²。その場合は、次の三つの融資制度が考えられる。

- ①親に対する育児費用全般についての融資
- ②親に対する教育費についての融資
- ③子どもに対する奨学金の融資

①の「育児費用全般」は、子どもの日々の生活費であるため、融資という形でなく、育児手当という形で行う方が望ましい。これに対して、②の教育費は入学金、授業料等一時的に多額の費用を要することがあり、③の奨学金は社会人になって返還するものであるので、融資という形で行う方が望ましい¹³。

これらの融資制度は、年金積立金という将来支給される年金の原資を利用するものであるため、その利率は市場金利に等しいものである必要がある。ただし、福祉施設として利子補給をすることは可能であり、その場合は、年金保険料に加えて、「福祉施設（教育費）保険料」を別途徴収することについて、国民の理解を得る必要がある。

(2) 小括

¹² 厚生労働省年金局「年金改革に関する有識者調査」（2003）では、年金積立金を子育てに利用することに対し、積極的な意見が50.0%、消極的な意見が42.9%であった。

¹³ 宮武（2000）243頁以下は、年金積立金を財源に、年間50万円・無利子・長期返済の奨学資金の貸付制度の創設を提案している。

年金積立金を利用して育児支援を行うことは、現在では極めて困難である。しかし、次世代育成支援のため奨学金制度の拡大について国民の支持が得られ、しかも学生に対する奨学金の原資が不足する場合は、年金積立金を利用することも考えられないわけではない。

第3節 年金制度の保険料徴収機構を利用して行う育児支援

本節では、年金制度の保険料徴収機構を通じて資金を調達し、育児支援のための給付（育児手当）を行う仕組みについて検討する。この仕組みは、年金給付とは全く別個に育児手当を支給するものである。このような仕組みを探る理由は、偶然のリスクに対応する保険制度にしなくともよいなど、現行の年金制度の枠に縛られることなく、自由に制度を設計することができるからである。財源も、育児保険料としてではなく、国民からの拠出金（育児拠出金）として徴収する。この育児拠出金は、一種の目的税である。

現行の児童手当の財源の一部を賄っている拠出金は、厚生年金適用事業主のみが負担しており、国民が育児拠出金を納める仕組みではない。したがって、国民が育児拠出金を納めて、育児手当を受給する仕組みは、新しい発想で制度を構築するものである。なお、児童手当の財源として国民からの拠出金（本人拠出）を充てるべきだとする考えは、相当昔からある（高橋（1994））。

この仕組みの成否は、育児拠出金という新たな負担について、国民の支持が得られるかにかかっている。このため、育児拠出金の問題についてまず検討し、その後で育児手当について検討する。

1 育児拠出金

(1) 育児拠出金の配分方法

育児拠出金は、年金保険者が賦課徴収する。徴収した育児拠出金をどのように方法で育児手当に充てるかについては、次の二つの方法がある。

- ①国民年金の保険者が徴収した育児拠出金は第1号被保険者の子どもの育児手当の財源とし、各被用者年金（厚生年金、国共済年金、地共済年金、私学共済年金）の保険者が徴収した育児拠出金は、それぞれの年金保険の被保険者の子どもの育児手当の財源とする。
- ②各年金保険者が徴収した育児拠出金を「育児手当特別会計」にプールして、育児手当の財源とする。

この①②の違いは、次のとおりである。

- a. ①の方法を探ると、育児拠出金対象者（年金保険の被保険者）数に対する子どもの数の割合が高い年金保険者ほど、育児拠出金対象者1人当たりの育児拠出金の額が高くなる。したがって、出産・育児期にある被保険者が多い年金保険者ほど、育児拠出金の額が高くなる。
- b. ①の方法を探ると、後で論ずる高齢者からの育児拠出金を、どの年金保険者に、どのように配分するかという問題が生ずる。高齢者からの育児拠出金は、子どもの数に応じて各年金保険者に配分すればよいであろう。
- c. ②の方法を探ると、国民年金の第1号被保険者と第2号被保険者（第3号被保険者）と

では保険料賦課の仕組み異なるため、各年金保険者から育児拠出金対象者1人当たり定額を育児手当特別会計に納付すべきことになる。すなわち、各年金保険者の負担能力に応じて育児手当特別会計に納付する仕組みにすることはできない。ただし、被用者年金の保険者間では、次の?で述べるように、応能負担にすることは可能であるし、その方が望ましい。

- d. ②の方法を探り、かつ、第1号被保険者の育児拠出金について全額免除・半額免除・4分の1免除の仕組みを探ると、国民年金においては育児手当特別会計への定額の育児納付金の財源が不足する。そうすると、1人当たりの育児拠出金額を第2号（第3号）被保険者の育児拠出金よりも高くしなければならない。この問題に対しても、第1号被保険者には低所得者が多いため全額免除等の措置を講じていることを勘案し、免除した分について公費負担することも考えられる。

現行の基礎年金は②の方法を探っているが、これは各年金制度の成熟度（年金被保険者数に対する年金受給者の割合）が相当異なっており、①の方法を探ると各年金制度で基礎年金の保険料負担に関し相当な格差が生ずるからである。「育児拠出金対象数に対する子どもの数の割合」に各年金制度間でそう格差がないとすれば、①の方法を探ることができるし、その方が制度を簡明にすることができる。

ただし、①の方法は、それぞれの年金保険者が自由に制度を設計することができるため、余り検討する必要がない。これに対し、②の方法を探る場合は年金保険者相互間で公平にする必要があるので、以下では②の方法を探る案を想定して検討する。

②の方法を探る場合は、育児拠出金について、次のような育児拠出金対象者ごとに検討する必要がある。以下ではこの順に検討するが、これらは相互に関連する。

- (ア) 高齢者からの育児拠出金の徴収
 - (イ) 第1号被保険者からの育児拠出金の徴収
 - (ウ) 第2号被保険者からの育児拠出金の徴収
 - (エ) 第3号被保険者からの育児拠出金の徴収
- (2) 高齢者からの育児拠出金の徴収

高齢者になればいざれは年金制度から脱退するので、年金制度の被保険者から育児拠出金を徴収するという仕組みの下では、高齢者から徴収するのは困難である。年金制度の被保険者でなくなった高齢者=年金受給者から育児保険料を徴収しないことについては、どう考えるべきであろうか。

本章第2節1で論じたように、子育てが終わった高齢者に育児拠出金を課すのは、自らの子の育児費用と現在の児童世代の育児費用という二重の負担をさせる結果になる。現在の若い世代が自らの老後を支えることになる現在の児童世代の育児費用を負担するのは当然であるが、現在の高齢者は現在の若い世代の育児費用を負担したため、育児保険料の賦課対象外とすることには一応の理由がある。

他方、社会保障給付費に占める高齢者関係給付費の割合は6.9%であるのに、児童・

家族関係給付費は3.8%であるとして（国立社会保障・人口問題研究所「平成14年度社会保障給付費」）、今後は児童・家族関係給付費に重点的に財源を回すべきであるという意見も強くなっている（鈴木（2002）、福田（2002）、山崎（2004）等）。そして、現在の年金水準は高いとして、年金水準を引き下げて、それを財源に育児に対する経済的支援に回すべきであるとする意見もある¹⁴。そうすると、年金受給者＝高齢者からも育児拠出金を徴収する根拠はあるといえる。年金受給者から育児拠出金を徴収する仕組みとしては、介護保険のように、年金保険者が育児保険料を年金から源泉徴収することが考えられる。

ただし、無年金者からどう徴収するかという問題は残る。また、育児拠出金を定額とすべきか、年金額に比例する定率とすべきかという問題もある。定額の育児拠出金にすると、逆進的になる。年金額に比例する育児拠出金にすると、年金以外に所得が多くある高齢者とそうではない者との公平性をどう考えるかという問題がある。年金保険者は年金以外の所得を把握することは困難であるため、総所得に育児保険料を課すことは困難である。育児拠出金の額を定額にするか定率にするかについては、以下で述べる第1号・第2号・第3号被保険者の保険料をどうするかによっても変わってくる。

(3) 第1号被保険者からの育児拠出金の徴収

第1号被保険者からの育児拠出金は、国民年金制度を利用する限り、定額負担にせざるを得ないが、逆進的になる。ただし、第1号被保険者の年金保険料は全額免除・半額免除・4分の1免除と、事実上応能負担に近くなっている（4分の1免除は2006年7月実施）。育児拠出金もこのような形で徴収すれば、逆進性の問題は緩和する。

第1号被保険者については免除を受けた者の老齢基礎年金は減額されるが、育児拠出金の免除を受けた者の子どもに係る育児手当を減額するのは望ましくない。ただし、正当な理由のある免除者の育児手当は減額しないが、育児拠出金の滞納者等の育児手当を減額することによって、育児拠出金の滞納を防ぐようにすることは考えられる¹⁵。この場合は、育児拠出金の拠出記録を一定期間保有する必要がある。

国民年金の保険料は今後の高齢化によって高まっていき、将来は負担できない者が出て来る可能性がある。このため、国民年金保険料に育児拠出金を上乗せして徴収することに

¹⁴ 次世代育成支援システム研究会（2003）100頁は、次のように述べている。「国民一人ひとりが次世代育成支援のために拠出するという新たな枠組みを検討するとともに、あわせて、高齢者関係給付の伸びをある程度抑制し、これを支える若い世代の負担の急増を抑えるとともに、子育て支援施策の充実を図るといった給付構造の見直しを推進することが適当である」。ただし、この研究会報告の構想に対しては批判もある（岡崎（2003）、伊藤（2004））。

¹⁵ 次世代育成支援システム研究会（2003）108頁は、次のように述べている。「『拠出なくして給付なし』の原則を探り、拠出した者についてのみ保育や育児手当といった子育て支援給付を行うような制度設計を検討することも重要である」。ただし、ここで検討しているのは、保険の仕組みではなく、年金制度の保険料徴収機構を利用する仕組みであるため、必ずしも「拠出なくして給付なし」の原則のとらわれる必要はない。

は、大きな問題がある。ただし、この問題は、育児手当の支給要件児童をどうするか、手当額をいくらにするか、育児手当への公費負担をどうするかなどによっても変わってくる。

(4) 第2号被保険者からの育児拠出金の徴収

第2号被保険者の育児拠出金は、応能負担にすることができる。すなわち、各被用者年金の保険者が、第2号被保険者の賃金に定率の育児拠出金率を乗じて得た額を徴収することができる。

問題は、被用者年金と同様、事業主にも半分負担させるどうかである。事業主にも、次代の労働者になる児童の養育費用を負担させることには根拠がある。また、現行の児童手当の費用の一部を事業主が負担しているし、事業主が労働者に支払っている家族手当（子どもに対する分）を支給しなくてもよいようになるという面もある。したがって、育児拠出金についても労使折半とすることが考えられる¹⁶。ただし、事業主に負担させるとすると、経済界は、負担増をおそれて、育児手当額を抑制したり、支給要件児童の範囲を狭くしたりすることを主張するおそれがある。

(5) 第3号被保険者からの育児拠出金の徴収

現在、第3号被保険者は年金保険料を負担していない。育児拠出金についてどうするかという問題があるが、やはり負担させるべきではないと考えられる。第3号被保険者は負担能力がないなど、負担をさせないことに合理的な理由があるからである（堀（2005）第5章）。

(6) 小括

育児拠出金をどのような方法で育児手當に充てるかについては、①各年金保険者の育児拠出金をその被保険者の子どもの育児手當に充てる、②各年金保険者の育児拠出金をプールして、育児手當に充てるという二つの案がある。年金保険者間で「育児拠出金対象者に対する子どもの数」に余り格差がないとすれば、①の方法を探る方が簡明である。

しかし、格差がある場合は、②の方法を探らざるを得ない。この場合は、各年金保険者が1人当たり定額の育児手當納付金を育児手當特別会計に納付する。そして、国民年金は免除制度のある定額の育児拠出金を、各被用者年金保険者は応能負担の育児拠出金を、各被保険者から徴収する。

2 育児手当

(1) 支給要件児童

現行の児童手當は小学3年生までしか支給していないが、育児手当の支給要件児童をどうするかは、財源がどの程度確保できるかに依存する。財源が確保さえすれば、大学院生についてまで支給することが可能である。しかし、財源に限りがある場合は、広く薄い給付を行うよりも、給付を重点化し、ある程度意味のある給付水準にすべきであろう。

給付を重点化する方法としては、①支給要件児童の属性によって絞り込む方法と、②親

¹⁶ 次世代育成支援システム研究会（2003）104—105頁は、事業主も世代育成支援の費用の一部を担っていくことが望ましいとしている。

の属性によって絞り込む方法がある。②については、次の(2)で検討するので、以下では①について検討する。

支給要件児童の属性としては、a.児童の年齢、b.児童が高校・大学に在学しているか否か、c.児童が障害児であるか否かなどが考えられる。a.については、親が働くのが困難な低年齢児に絞り込む案が考えられる¹⁷。b.については、教育費のかさむ高年齢児に絞り込むことが考えられる¹⁸。あるいは、a.とb.を同時に考慮して、低年齢児と高年齢児に絞り込むことが考えられるが、この案は国民の合意が得られるか疑問がある。?の理由である教育費については、既に検討した奨学金等で対応すべきかもしれない。c.については、現在障害児について特別児童扶養手当等が支給されているので、それとの調整が必要となる。

本調査では、育児手当の支給要件児童の年齢について、次の選択肢の中から一つを選択してもらった。(a) 3歳まで、(b)小学校に入る前まで、(c)小学3年生まで、(d)中学校に入る前まで、(e)高校に入る前まで、(f)高校を出るまで、(g)金銭的支援を行う必要はない、?わからない。ただし、財源のことを考えなければ、支給要件児童の年齢を高く答える可能性があったので、質間に次のなお書きを加えた。「なお、手当の支給対象となる子どもの人数が多くなれば、その分、税や保険料が高くなることをも考えて選んでください」。

その結果は、「中学校に入る前まで」を選択する者が28.7%と最も多く、次いで「小学校に入る前まで」17.9%、「高校に入る前まで」16.8%の順で多かった(第3章の図表26)。このように低い年齢を選択したのは、調査票の冒頭に、現在の児童手当は小学3年生までしか支給されないことを記載したためかもしれない。それとも、低年齢児を養育している者の経済的ニーズが高いと考えたのであろうか。

(2) 支給対象者

支給対象者は、現行の児童手当と同じく支給要件児童を監護する父又は母とすることも考えられるが、幾つかの諸外国の児童手当と同様、原則母とすることも考えられる。

支給対象者を絞り込む方法としては、①対象者の所得によって絞り込むによる方法(所得制限)と、②育児に対する経済的ニーズの高い者に絞り込む方法がある。

①についてであるが、社会保険方式で行うとした場合は、給付は保険料拠出の対価であ

¹⁷ 堀(1987)は、家庭保育の条件整備のための五つの案の一つとして、児童手当を育児手当に代え、第1子から支給する代わり、3歳未満児にも支給することを提案した。その後、児童手当はそのように改正された。名古屋市は、3歳未満児に月2万円の子育て支援手当を支給しているようである(内山(2004))。喜多村(2003)の国民保険構想では、低年齢児ほど児童手当の額を高くするとしている。

¹⁸ こども未来財団「子育てコストに関する調査研究」(2002年)は、乳幼児・小中学生の子育てコストは月5.7万円、高校生は8.4万円、大学生は22.6万円になるとされている。

また、北場勉(主任研究員)『子育て家庭に対する支援策に関する調査研究報告書』(2002)は子どもの時期別の経済的負担感の調査をしており、子どものいる世帯の負担感は、「中高生の時期」が52.0%と最も多く、次いで「就学前の時期」23.4%、小学生の時期15.3%となっている。

るため、所得のいかんにかかわらず支給するのが原則である。しかし、ここで検討している仕組みは、年金制度の保険料徴収機構を利用するだけで、拠出の対価として育児手当を支給する社会保険（育児保険）制度ではない。育児拠出金は一種の目的税ととらえるべきもので、したがって財源が十分確保できるのであれば別であるが、所得制限の導入も許される。なぜならば、育児手当は金銭給付であり、所得の高い者は金銭給付のニーズが高くないからである。

ただし、育児手当が、以下の a.b.c.を目的とする場合は、所得制限を設けるのは問題である。しかし、育児手当が育児費用の補填を目的とする場合は、高所得者への所得制限は許されると考えられる（堀（2003））。

- a. 出産・育児を奨励することを目的とする場合
- b. 育児のための退職・労働時間の短縮等の機会費用を補填することを目的とする場合
- c. 育児という肉体的労力の提供を補償することを目的とする場合

前記の②の育児に対する経済的ニーズの高い者に絞り込む方法についてであるが、育児に対する経済的ニーズの高い世帯としては次の世帯が考えられる。（ア）母子家庭世帯、（イ）障害者世帯、（ウ）親が若くて賃金額の低い世帯、（エ）親がパートタイマー、フリーター、失業者等のため、所得がない又は低い世帯、（オ）多子家庭。

本調査では、育児手当をどの家庭に支給すべきかを、次の選択肢の中から選択してもらった。a.所得の多い少ないに関わらず、育児を行うすべての家庭に支給するのがよい、b.高所得の家庭を除く家庭に対して支給するのがよい、c.失業者家庭、母子家庭、多子家庭など、経済的に余裕のない育児家庭に対してのみ、支給するのがよい、d.金銭的支援を行う必要はない、？わからない。

その結果は、b.の「高所得者以外の家庭」を選択する者が 36.5%と最も多く、次いで c.の「失業者家庭、母子家庭等」33.6%、a.の「すべての家庭」21.1%の順になっている（第3章の図表24）。すなわち、a.のように普遍的に支給するよりも、高所得家庭を排除したり、失業者家庭、母子家庭等の経済的に余裕のない家庭に支給したりする方が支持されている。

（3）育児手当額

育児手当の額をどうするかも、財源がどの程度確保できるかにかかっている。現行の児童手当の月額は、第1子と第2子が 5000 円、第3子以降の子が 1 万円である。

子どもが多くいる方が育児費用は多くはなるが、児童手当のように第3子以降の子の額を増やす根拠は余りない。第3子以降の子の1人当たりの児童手当額を高くしているのは、児童手当制度の発足当時、第3子以降の子を支給要件児童としていたという歴史的経緯によるものであろう。また、現在の我が国では第3子以降の子が少ないので、財政的な理由から、そうしているとも考えられる。子どもの数が増えても光熱水費等の世帯共通経費は余り増えないこと、衣服、学用品等のお下がりによる経費の節約が可能であることを考えると、むしろ最初の子どもの育児手当額を増やす案も成り立つ。また、すべての子どもに

ついて同額にすることも考えられる。

母子家庭に対する児童扶養手当の額は、その母の所得が高くなるにつれて遞減し、一定額を超えると支給されなくなる。育児手当についても、これにならうかという問題がある。育児手当額を、児童扶養手当のように、月4万円を超える額にする場合はそうすることに意義があるが（堀（2003）を参照）、月1万円程度にする場合は、わざわざそのような手間をかける意義は少ないであろう。

本調査では、育児手当の月額はいくらくらいが適当であるかという質問をした。その質問事項は、「手当を支給する必要がない」、「わからない」のほかは、「1万円未満」から「5万円以上」まで、5000円きざみで選択してもらった。ただし、財源を考えなければ高い額を選択すると考えられたので、質問に次のお書きを加えた。「なお、手当額が高くなれば、その分、税や保険料が高くなることをも考えて選んでください」。

その結果は、1万円未満とする意見が45.9%と最も多く、次いで1万5千円13.7%、2万円11%の順であった（第3章の図表24）。ただし、年齢別に見ると、20歳代～30歳代では、1万5千円～2万円を選択する者が少なくなかった。全体的にそう高い額を選んでいないが、これは質問表の冒頭に、現在の児童手当の額を記載したことによるのかもしれない。

（4）現行の給付との併給調整

新しい育児手当制度と、現行の児童手当制度との関係をどうするかについては、一応次の二つの方法が考えられる。①児童手当の対象となっていない者に育児手当を支給する。②児童手当制度を廃止して、新しい育児手当制度に吸収する。新しい育児手当と現行の給付とを調整するのは困難であるため、②の方が望ましい。

このほか、新しい育児手当と現行の児童扶養手当、特別児童扶養手当、年金への子の加算等との関係をどうするかという問題もある。宇野（2001）、菊池（2002）などは、児童扶養手当を児童手当の上乗せ給付とすることを提案している。堀（2003）は、児童扶養手当制度をベースに、社会扶助方式による新しい育児支援手当制度を創設する案を提案している。しかし、育児手当を児童扶養手当のように月4万円を超える額にするのならともかく、月1万円程度にするのなら、現在の児童手当制度と同様、併給調整しないという考え方も成り立つ。

特別児童扶養手当は廃止して、育児手当への障害児加算に再編することも考えられる（福田（1999）17頁、63～66頁、菊池（2002）33頁）。ただし、特別児童扶養手当は20歳未満の障害児について支給されているので、育児手当の支給要件児童の年齢が制限される場合は、特別児童扶養手当制度を残す必要がある。この場合は、育児手当との併給調整の問題が生ずる。

年金への子の加算は廃止して、育児手当と一元化することも考えられる。ただし、現行の児童手当はこのようにしていないので、子どもがいる年金受給者の年金額は、育児手当額がいくらになるかにもよるが、低下する。

(5) 小括

育児手当をどのようにするかは、様々な要素を考慮して決定しなければならないが、特に財源がどれくらい確保できるかによっても異なってくる。財源のことを考慮しなければ、支給要件児童を高校生まで、支給対象者はすべての育児者、手当額は月1～2万円にもすることができるであろう。しかし、財源に制約がある場合は、やはり育児手当についても一定程度制限せざるを得ない。

育児手当の支給要件児童については、本調査の結果によれば、①小学生まで支給するか、②中学生まで支給するということになろう。小学校に入る前までという回答も2番目に多かったが、この案は問題である。

支給対象者については、本調査の結果によれば、①高所得者を除く家庭にするか、②失業者家庭、母子家庭、多子家庭等にするということになろう。

手当の月額については、本調査結果によれば、1万円未満ということになる。ただし、育児手当の目的を出産・育児への意欲を高めることにする場合は、月2～3万円にする必要がある。

第4節 結論

本第2章では、年金制度による育児の経済的支援のための具体的案について検討した。これらの案を実現するためには、いずれにしてもそのための新たな負担について、国民の合意を得ることが必要である（ただし、例えば高齢者の年金水準を引き下げて、それを原資にする方法がないわけではないが、この場合は高齢者の合意を得る必要がある）。新たな負担について国民の合意が得られたとしても、それを社会保険方式で行うか、社会扶助方式（いわゆる税方式）で行うかという問題がある。社会保険方式にも社会扶助方式にも、様々な方法がある。

本研究では、年金制度による経済的支援策を中心に検討した。この場合でも、①年金制度の枠内で行う育児支援（社会保険方式）、②年金制度の保険料徴収機構を利用して行う育児支援（社会扶助方式）、に分けて検討した。その結果、国民の負担増加、実現可能性等の問題を考慮しなければ、大まかな考え方としては、以下の①～⑤の案が考えられる。①～⑤の案は、一つの包括的な制度ではなく、それぞれ別個の案であり、選択肢として提示している。これらの案の内容、妥当性、問題点等については、それぞれ既に検討したところを参照されたい。

1 年金制度の枠内で行う育児支援

- ①厚生年金額引上げ案—出産・育児のため退職した者であって、再就職しなかった者、再就職してもパートなどで厚生年金が適用されなかった者について、一定の育児期間のみ保険料を納めたもとみなす。
- ②年金保険料減免案—育児をしている第1号被保険者・第2号被保険者の保険料から、定額の児童扶養控除を行い、基礎年金額の計算上は保険料を納めたものとみなす。

③奨学金拡充案 一年金積立金を利用して奨学金貸与制度を拡充し、返済金の免除・利子の軽減は、「福祉施設（教育費）保険料」を創設して賄う。

2 年金制度の保険料徴収機構を利用して行う育児支援

④育児拠出金案（A案）一各年金保険者が、育児拠出金を徴収し、自らの被保険者の子どもについて育児手当を支給する。

⑤育児拠出金案（B案）一年金保険者が徴収した育児拠出金を育児手当特別会計に納付し、この育児手当納付金を原資に育児手当を支給する。

引用文献

- 伊藤周平（2004）「次世代育成支援における保険構想と保育制度（上）」『月刊保育情報』332号、2004年7月号
- 宇野 裕（2001）「児童手当はいかに改革されるべきか」『社会保険旬報』2098号
- 内山博之（2004）「九州における育児費用の社会的支援に関する研究」『週刊社会保障』2287号、2004年6月14日号
- 岡崎祐司（2003）「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告「社会連帯による次世代育成支援に向けて」をどう読むか」『月刊保育情報』325号、2003年12月号
- 小柳治宣（2004）「ドイツにおける年金改革の動向」『週刊社会保障』2289号、2004年6月28号
- 菊池馨実（2002）「育児支援と社会保障（下）」『社会保険旬報』2145号
- 北 明美「日本の児童手当制度の展開と変質（中）」『大原社会問題研究所雑誌』526・527号
- 喜多村悦史（2003）『国民保険を創設せよ』時評社
- 京極高宣（2001）「児童手当と児童年金」『週刊社会保障』2119号（①）、2124号（②）
- 熊代昭彦（1998）「児童年金試案」
- 厚生労働省編（2004）『世界の厚生労働2004 海外情勢白書』TKC出版
- 次世代育成支援システム研究会監修（2003）「社会連帯による次世代育成支援に向けて」ぎょうせい
- 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会（2002）『女性と年金』社会保険研究所
- 鈴木真理子（2002）「育児保険試案」鈴木真理子編『育児保険構想』筒井書房
- 高橋三男（1994）「児童手当の財源政策 児童手当制度の課題と本人拠出を巡る論議」社会保障研究所編『社会保障の財源政策』東京大学出版会
- 福田素生（1999）『社会保障の構造改革』中央法規出版
- （2002）「総合福祉保険制度による子育て支援」鈴木真理子編『育児保険構想』

筒井書房

- 堀 勝洋 (1987) 「低年齢児の保育政策」『季刊社会保障研究』23巻1号
- (1997) 『年金制度の再構築』東洋経済新報社
- (2003) 「次世代育成のための育児支援手当試案」『週刊社会保障』2252号、2003年9月29日号
- (2005) 『年金の誤解』東洋経済新報社
- 松本勝明 (2004) 『ドイツ社会保障論II 年金保険』信山社
- 宮武 剛 (2000) 『年金のすべて』毎日新聞社
- 山崎泰彦 (1998) 「保険で支える育児：少子化への新機軸を」『日本経済新聞』1998年12月10日夕刊
- (2002) 「少子高齢化と社会保障改革」鈴木真理子編『育児保険構想』筒井書房
- (2004) 「次世代育成支援と年金改革」『年金と経済』22巻5号
- 山田 晋 (2001) 「児童手当」日本社会保障法学会編『講座社会保障法第2巻 所得保障法』法律文化社